

○薬局等の許可申請の取扱いについて

(昭和三十九年三月二一日)

(三九薬発第四五〇号)

(厚生省薬務局長あて福岡県知事照会)

薬事法第六条、第二十六条及び第二十八条の規定に基づく許可について「薬局等の配置の基準を定める条例」との関連及び同条例の実施について左記の点に疑義を生じたので、ご教示方をお願いします。

記

- 1 薬事法第六条、第二十六条及び第二十八条の規定に基づく許可申請は、同法に規定された諸条件を完全に具備してはじめて申請書の提出ができるものと解するが、この場合
 - (1) 申請書が提出される時点においては、行政庁はその完備の実態を知ることが事実上できない(申請書の提出前であるため)ので、申請書が提出された場合、書類審査のうえ書類上に欠陥がない限り、手数料を徴収して正式に受理しその後実地調査を行ない、特に構造設備が規則に合致しないときは、設備の改善を指導するため付せん却下(受付は有効のまま)をして完備後に許可手続きを行なう。
 - (2) 申請書が提出された場合、正式受理をする前に書類提出と同時に現地調査を行ない諸条件の完備を確認した後、手数料を徴収して正式に受理し許可の手続きを行なう。
なお、諸条件を具備していない場合は申請書は受理しない。
前記のいずれの方法をとるべきかをご教示願いたい。

2~4 削除

(昭和三十九年五月一二日 薬収第二九八号)

(福岡県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十九年三月二一日三九薬発第四五〇号をもつて照会のあつた標記について、左記のとおり回答する。

記

- 1 照会1については、構造設備の不備が試験検査等に必要な設備及び器具のうちの数点に係るものである等容易に補正しうるものである場合は(1)の方法をとるべきである。その他の場合には昭和三十八年十一月二十七日薬事第九六号「薬局開設等の許可申請書に添付する「平面図」について」により処置されたい。

2~5 削除